

防府市寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業実施要綱

平成 12 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この事業は、要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者等（以下「高齢者等」という。）に対し、寝具類等洗濯乾燥消毒サービスを提供することにより、寝具類等の衛生を確保することで、生活の質の確保と健康の維持を図り、高齢者等が住み慣れた地域社会の中で引き続き生活していくことを支援し、もって、高齢者等の保健福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は防府市とし、その責任の下にサービスを提供するものとする。この場合においては、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、社会福祉協議会、医療法人、民間事業者、特定非営利活動法人、農業協同組合及び農業協同組合連合会等に委託することが出来るものとする。

(利用対象者)

第 3 条 この事業の利用対象者は、低所得と認められる、おおむね 65 歳以上の単身又は高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者等並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び傷病等により寝具類等の衛生管理が困難な世帯に属する者とする。

(事業の内容)

第 4 条 事業の内容（以下「サービス」という。）は、次に掲げるものとする

- (1) 布団、毛布等の寝具の水洗い
- (2) 布団、毛布等の寝具の乾燥消毒

(利用申出)

第 5 条 本事業を利用しようとする者は、実施主体若しくは実施主体から委託を受けた者に対し申し出なければならない。

(利用の決定)

第 6 条 前条に定める申し出を受けた実施主体又は実施主体から委託を受けた者は、速やかに本要綱の定めるところにより、サービス利用の可否、サービスの実施内容、サービスの実施日時、サービスの実施方法等必要な事項を決

定しなければならない。

- 2 実施主体又は実施主体から委託を受けた者は前項の規定により決定した事項について、サービス利用の申し出をした者に対し速やかに周知させなければならない。

(利用料)

第7条 本事業の利用料は無料とする。

(サービス量の調整)

第8条 本事業は、予算の範囲内で実施する。

- 2 事業の公平かつ適正な実施の確保のために必要があるときは、サービスを受ける寝具の量、サービスの提供回数等について実施主体又は実施主体から委託を受けた者は調整することができる。

(その他)

第9条 本要綱に定めるものの他必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。